

飲食店への休業、営業時間短縮要請について

8月20日～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言の対象となった県内の飲食店に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づき、下記のとおり休業、営業時間の短縮要請を行います。また、要請に応じていただいた店舗に対する協力金の支給を行います。

記

1. 休業、営業時間の短縮要請の概要

- (1) 要請内容 飲食店等に対する休業、営業時間の短縮要請
- (2) 対象区域 県内全域
- (3) 対象施設 飲食店
- (4) 要請期間 令和3年8月20日（金）0時から令和3年9月12日（日）24時まで[24日間]
※川根本町のみ準備期間として8月20日、21日の2日間を設ける。
- (5) 要請内容
 - ①営業時間・酒類提供・カラオケ設備使用についての要請
 - A. 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店は休業すること※
 - B. 上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）は午後8時から翌日午前5時まで営業を自粛すること※酒類及びカラオケ設備の提供を行わないこととする飲食店は、「B. 上記以外の飲食店」に該当する。
 - ②営業にあたっての要請内容
 - ・従業員に対する検査を受けることの推奨
 - ・入場者の整理等
 - ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止（入場済みの者の退場を含む）
 - ・手指消毒設備の設置と施設の換気
 - ・マスクの着用その他の感染防止措置を入場者に対して周知すること
 - ・アクリル板等の設置又は入場者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策を行うこと
 - ・ふじのくに安全・安心認証（飲食店）を取得するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守すること

2. 協力金制度の概要

- (1) 対象事業者
 - ・対象区域内の飲食店で要請に応じた事業者
 - ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主
 - ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと
- (2) 支給条件
 - ・ふじのくに安全・安心認証（飲食店）を取得するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること
 - ・全ての期間において要請に応じていること（川根本町のみ要請準備期間を設ける）
 - ・営業時間が通常において午後8時前に終了する、酒類を提供する飲食店については、休業に応じた場合に支給の対象となることに留意すること。
- (3) 金額
 - ・中小企業：4万円～10万円（日あたり売上高の4割）× 協力日数（店舗あたり）
 - ・大企業（中小企業で希望する者を含む）：（日あたり売上減少額の4割）※ × 協力日数（店舗あたり）※上限額は20万円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言の対象となった県内の大規模な集客施設に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、下記のとおり営業時間の短縮要請を行います。また、要請に応じていただいた施設に対する協力金の支給を行います。

記

1. 営業時間の短縮要請の概要

(1) 要請内容

①営業時間の短縮要請

午前5時から午後8時までの営業時間（イベント開催の場合は午後9時までの営業が可能）

②商業施設等に対して、人数管理、人数整理、誘導等の「入場者の整理等」の要請

③商業施設以外の施設に対して、人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請

(2) 対象区域 県内全域

(3) 対象施設 大規模な集客施設（詳細は3を参照）

（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの場合は、営業時間短縮要請の対象外）

(4) 要請期間 令和3年8月20日（金）0時から令和3年9月12日（日）24時まで[24日間]

※川根本町のみ準備期間として8月20日、21日の2日間を設ける。

(5) 営業自粛時間 午後8時から翌朝午前5時まで

（イベント開催の場合は午後9時から翌朝午前5時まで）

(6) 留意事項

- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請する
- ・飲食を提供する場合は、飲食店か否かにかかわらず、飲食店に対する営業時間短縮及び酒類提供（利用者による酒類の持ち込み含む）自粛の要請内容に準じること
- ・大規模小売店、百貨店、ショッピングセンターにおける食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、衣料品などの生活に欠くことができない物品の売場についても、今回の要請の対象とする
- ・飲食を伴わない（飲食店営業許可を受けていない）カラオケ店については、終日休業を要請する
※飲食店営業許可を受けているカラオケ店は、「飲食店への休業、営業時間短縮要請」と同様の取扱いとなる。

2. 協力金制度の概要

(1) 対象事業者

- ・対象区域内の施設で要請に応じた事業者
- ・対象区域に対象施設を有する企業及び個人事業主
- ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと

(2) 支給条件

- ・時短要請準備期間を除き、全ての期間において要請に応じていること

(3) 金額（店舗あたり）

- ・大規模施設：自己利用部分面積1,000m²毎に20万円/日×（短縮した時間）/（本来の営業時間）×協力日数
- ・テナント：自己利用部分面積100m²毎に2万円/日×（短縮した時間）/（本来の営業時間）×協力日数

<協力金支給、不支給の例> (感染拡大防止の取組を行い、営業時間の短縮を実施○)

ケース	20日	21日	22日	23日	24日	25日	～	9/9日	10日	11日	12日	協力金
	休業、時短要請期間											
①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	支給 (24日分)
②	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不支給
③	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不支給
④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	不支給

【川根本町のみ準備期間を設けるため、例外的に以下の状況にて支給する】

<協力金支給、不支給の例> (感染拡大防止の取組を行い、営業時間の短縮を実施○)

ケース	20日	21日	22日	23日	24日	25日	～	9/9日	10日	11日	12日	協力金
	準備期間		休業、時短要請期間									
①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	支給 (24日分)
②	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	支給 (23日分)
③	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	支給 (22日分)
④	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	不支給
⑤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	不支給

3. 大規模な集客施設 (建築物の床面積の合計が1,000m²超) について

分類	対象施設	要請
イベント 関連施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	○人数上限5,000人かつ収容率50%以内 ○午後8時までの営業時間短縮 (イベント開催時は午後9時まで) ○映画館は午後9時まで
	集会場、公会堂 など	
	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る)	
	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	
	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	
商業施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など	○午後8時までの営業時間短縮 ○人数管理、人数整理、誘導等の「入場者の整理等」
	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	
	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	
	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	